

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成25年 7 月 2 日

**【会社名】** 中部日本放送株式会社

**【英訳名】** CHUBU-NIPPON BROADCASTING CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大 石 幼 一

**【本店の所在の場所】** 名古屋市中区新栄一丁目 2 番 8 号

**【電話番号】** 052-241-8111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務広報部長 加 藤 千 博

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市中区新栄一丁目 2 番 8 号

**【電話番号】** 052-241-8111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務広報部長 加 藤 千 博

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第87期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭

総額197,993,565円

ロ 効力発生日

平成25年6月28日

#### 第2号議案 吸収分割契約承認の件

平成26年4月1日(予定)を効力発生日として、会社法第757条に基づき、当社のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務の一部を当社の完全子会社であるC B C テレビ分割準備株式会社に承継させる吸収分割を行う。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

認定放送持株会社体制への移行に伴い、平成26年4月1日(予定)を効力発生日として、定款第2条第1項柱書(各号列記以外の部分)の変更及び同条第2項の追加を行う。

また、今後の事業の拡大及び事業内容の明確化のため、平成25年6月27日付をもって、定款第2条各号に定める事業目的の変更を行い、あわせて第2条、第4条、第9条及び第10条における各号の表記について、数字に括弧書を付した表記とする旨の変更を行う。

さらに、株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせ、招集権者及び議長を機動的に定めることが可能になるよう、平成25年6月27日付をもって、定款第16条及び第25条の変更を行う。

#### 第4号議案 取締役14名選任の件

取締役として、夏目和良、大石幼一、村瀬元一郎、伊藤道之、林尚樹、杉浦正樹、小山勇、岡谷篤一、岡田邦彦、大島寅夫、佐伯卓、河野英雄、犬飼康博及び近藤肇の14氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	224,017	596	0	(注) 1	可決 98.06
第2号議案 吸収分割契約承認の 件	202,997	21,616	0	(注) 2	可決 88.86
第3号議案 定款一部変更の件	203,004	21,609	0	(注) 2	可決 88.86
第4号議案 取締役14名選任の件				(注) 3	
夏目和良	224,477	124	0		可決 98.26
大石幼一	224,521	80	0		可決 98.28
村瀬元一郎	224,521	80	0		可決 98.28
伊藤道之	224,521	80	0		可決 98.28
林 尚樹	224,520	81	0		可決 98.28
杉浦正樹	224,521	80	0		可決 98.28
小山 勇	224,411	190	0		可決 98.23
岡谷篤一	211,050	13,551	0		可決 92.38
岡田邦彦	224,416	185	0		可決 98.23
大島寅夫	224,414	187	0		可決 98.23
佐伯 卓	224,469	132	0		可決 98.26
河野英雄	224,470	131	0		可決 98.26
犬飼康博	224,522	79	0		可決 98.28
近藤 肇	224,521	80	0		可決 98.28

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算してありません。

以上